

栗東市立葉山東小学校

いじめ防止等基本方針



2025年4月1日

目次

1. はじめに	1
2. いじめの定義	1
3. 学校としての基本姿勢～いじめに対する考え方～	2
4. いじめ防止等のための組織	3
5. いじめ対策委員会の役割	3
6. 学校としての具体的な取り組み	3
(1) いじめ未然防止の取り組み	3
あ) 道徳教育(含 授業改善)の推進	3
い) 人権学習の推進	4
う) 『居場所づくり』～学級経営と生活指導～	4
え) 『絆づくり』～特別活動の推進～	4
お) インクルーシブ教育の推進	4
か) 保護者、地域とともに取り組む活動の推進	5
き) 職員研修の推進	5
(2) いじめ早期発見の取り組み	5
あ) 学校生活アンケートと個別面談の実施	5
い) 教育相談の充実	5
う) 学校評価アンケートの実施	5
え) 見つめ育む委員会の定期開催	5
(3) いじめの認知および対処	6
(4) 重大事案への対処	6
あ) 重大事案の意味について	6
い) 事実関係を明確にするための調査の実施	6
(5) 家庭及び地域との連携	6
(6) 関係機関との連携	7
(7) 解消に向けた取り組み	7
7. 子ども主体の「いじめストップアクションプラン」・PTA や地域の取組	8
8. 年間スケジュール	(巻末)

栗東市立葉山東小学校 いじめ防止等基本方針

2025年(令和7年)4月1日改定

栗東市立葉山東小学校 学校長 山口敏生

栗東市立葉山東小学校いじめ対策委員会

1. はじめに

いじめ問題への対応は学校における重要課題の一つである。その解決のため、学校が一丸となって組織的に対応していかなければならない。平成25年9月28日に施行されたいじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに本校のいじめ防止等に関する基本的な方針(以下「学校の基本方針」という)を策定する。

いじめは、全ての児童に関する問題である。全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず、全ての児童がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないようにしなければならない。よって、いじめの未然防止には、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為であるという理解にとどまらず、全児童自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、よりよい集団や社会を構成する一員としての在り方を考え、議論する等の主体的な活動が必要である。

我々教職員は、日頃からそのような児童の育成に向けて取り組むとともに、単に謝罪をもって安易に解消することはできないという認識のもと、「子ども目線」に立ったいじめの把握と学校における組織的かつ迅速な対応により、いじめの解消を目指すことが重要である。また、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなことを旨として行なわれなければならないという考えのもと、関係機関や地域との連携を密にする必要がある。

2. いじめの定義(いじめ防止対策推進法より)

(第2条) この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等との一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(注1) 「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

(注2) 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

(注3) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずし、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことを言われる 等

- (注4)「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。
- (注5)「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

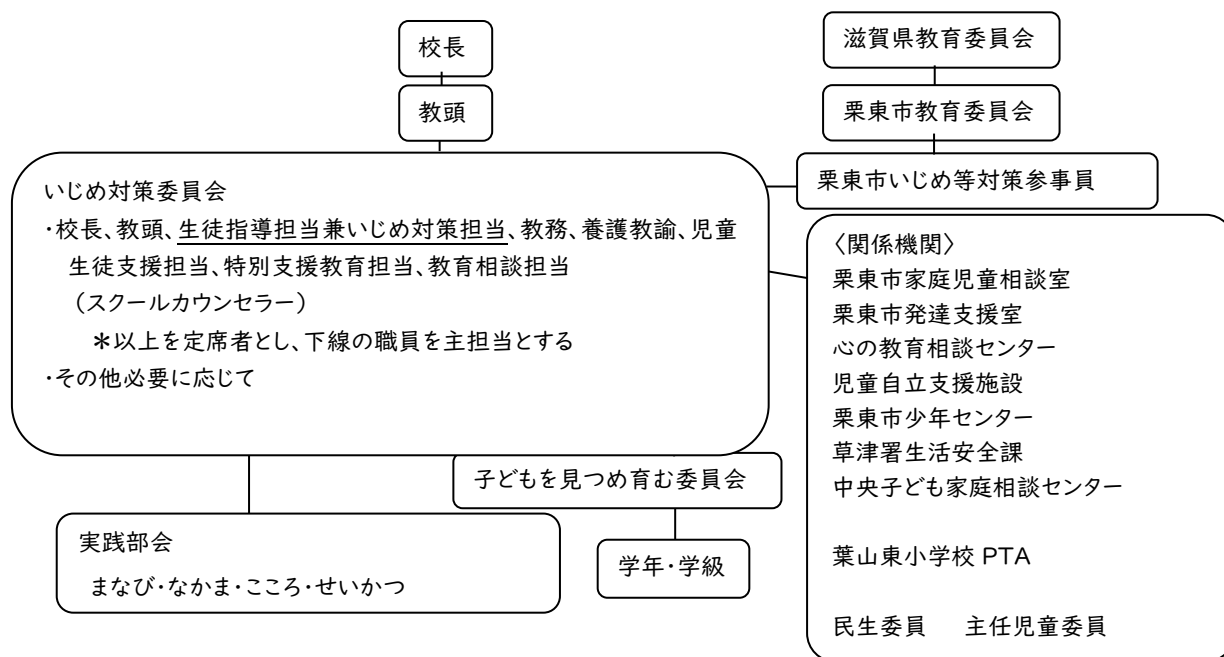
3. 学校としての基本姿勢～いじめに対する考え方～

(ストップ!いじめ アクションプラン 滋賀県・栗東市いじめ対策ガイドライン より)

- (1) いじめは重大な人権侵害でありかつ命に関わる問題であるので、絶対に許されるものではない。
- ① いじめは、いじめられた子どもの心を深く傷つけ、最悪の場合、命を奪う行為である。学校は「いじめは決して許されるものではない」という強い信念のもと、子どもたちや保護者が安心して相談し、子どもたちが安心して生活できる環境をつくらなければならない。
 - ② 子どもたちや保護者に、自分の命や人の命を大切にすることを日々の関わりの中から伝えていかなければならない。
- (2) 教職員は、葉山東小学校の、どの子どもにも起こりうるものであるという危機意識を常に持たなければならない。
- ① 「自分のクラスは大丈夫」、「自分の学校は大丈夫」という私たちの思い込みは、子どもたちの些細なサインを見逃すことにつながる。いじめられて苦しんでいる子は、周りに余計な心配をかけないために、身近な人ほど自分が苦しんでいることを見せまいと一生懸命ふるまう傾向がある。このため、私たちは日頃から「ひょっとしていじめられているかも」「それによって命の危険にさらされているかも」という危機意識を持たなければならない。日頃から声をかけたり、遊んだりする中で、子どもたちの言動をしっかりと見ていかなければならない。
- (3) 「子ども目線」に立った子ども同士の人間関係の把握
- ① いじめは、子どもたちが社会性を獲得する過程で、発達段階の違いも含め、様々な背景や要因が密接に絡まって発生する。また、子ども同士の中で発生する些細なめごと、いじわる、からかい、ケンカなどの日常的なやりとりの延長上にあり、その境は極めて曖昧である。常日頃から、子どもの人間関係を「子ども目線」で把握することに努め、人間関係のもつれを初期の段階で解きほぐすように努める。
 - ② 「殴る」「蹴る」「金品を要求する」など、単体において重大な被害をもたらす侵害行為を「いじめ」と表現することは、社会通念からかけ離れた寛容過ぎる対応を生む一因となる。そこで、子ども集団内に見られる対人事案を冷静に見極め、一律に対応するのではなく、以下の事案に応じた迅速で適切な対応を図ることを重視する。
 - (ア) 社会性獲得の機会として、大人が直接介入せず、個々の子どもと集団の自助努力に解決を委ねることが望ましい事案。
 - (イ) 現在及び将来にわたる被害の発生が懸念され、迅速かつ適切な大人の介入で解決することが望ましい事案。
 - (ウ) 傷害、心身に苦痛又は財産上の損失を与え、単体として犯罪の要件を満たすような重大事案。

4. いじめ防止等のための組織

いじめ防止等（いじめの防止、早期発見、対処）のための組織を置き、その体制は以下の組織図による。この組織では、いじめ防止等に関わり、学校内で中心的な役割を果たすものとする。



5. いじめ対策委員会の役割

次の3点の役割を担う。

- ① いじめ防止等基本方針の見直し、各取り組みが計画どおりに進んでいるかどうかの点検と評価、必要に応じた計画の見直し、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証等を行う。
- ② いじめの相談・通報の窓口として、教職員、児童、保護者、地域からのいじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録するとともに、いじめであるかどうか判断する。なお、本委員会に集められた情報は、個別の児童ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。
- ③ いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等、組織的に対応する体制を整える。

6. 学校としての具体的な取り組み

(1) いじめ未然防止の取り組み

あ) 道徳教育（含 授業の改善）の推進

豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人能力の素地を養うことがいじめ防止につながることを踏まえ、道徳科の授業改善に取り組み、子どもたちが道徳的価値を通して自分を見つめ、友だちの考えを知り、生活に根ざした生き方の交流を図っていく。その過程で、子どもたちが自尊感情や規範意識を高め、いじめを「しない・させない」生き方を確立していけるよう支援していかなければならない。また、道徳科以外の授業においても学習ルールの徹底を図ることを通して、規範意識を高めていかなければならない。

・道徳科の 資料選択の工夫

指導過程の工夫

豊かな体験活動との関連

総合単元的な道徳学習の推進

い) 人権学習の推進

いじめをなくすためには、人権尊重の精神を基盤とした学校づくり、学級づくり、仲間づくりを進めていく必要がある。そのため、すべての教育活動を通して人権・同和教育を推進することにより、人が人として当たり前のよう尊重され、自分も他者も大切する生き方を確立していかなければならない。

- ・「いじめゼロ宣言」の採択（人権集会を通して）
- ・各学年の人権学習の年間計画を作成と実践

う) 『居場所づくり』～学級経営と生活指導～

未然防止の基本は、全ての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。

そこで、教職員は子どもとの信頼関係を構築し、子どもが学級や学年、学校で安心して生活できるように、学校生活の約束を明確にするとともに、その意義を伝え、子どもたち自身が、約束やルールを守ろうとする態度を育むことが重視する。また、個々のちがいを持ち味として捉え、誰もが集団生活を安心して落ち着いて送ることができるように『居場所づくり』を重視した学級経営に努める。

え) 『絆づくり』～特別活動の推進～

いじめの未然防止のためには、互いのよさや違いを認め合うことができる人間関係づくりが重要である。そのためには、特別活動において、個々の持ち味を発揮できる場の工夫や、異学年での交流活動の充実を図るなど、子ども同士が豊かに関わり合える多様な活動を設定することが必要である。また、子ども同士の話し合いの場を保障することにより、互いの思いや考えを出し合い聞き合うよさを実感できるようにすることが重要だと考える。

さらに、子どもたちが「いじめは自分たちの問題である」と捉え、仲間意識を持って「いじめは自分たちが解決していく」という心と態度を育てるために、子どもたちが「させられている」ではなく、「私たちが計画・実行している」という思いを持てる自治的で主体的な活動の推進に努めなければならない。そのような取り組みが、自分たちの学級や学校でいじめに気づいたときに、傍観せず行動する子どもを育成することになると考える。

- ・縦割り活動（異学年交流）～子どもたちの自主的運営と全学年での交流
- ・チャレンジフェスティバル～自分の特技等の発表
- ・人権集会～各学級の取り組みの発信
- ・1年生を迎える会や6年生を送る会～全校で創り上げる集会活動

お) 障がい理解教育の推進

いじめや差別は、人の個性（考え方や行動、容姿等）に「理由にならない理由」をつけて発生していることから考えると、障がい理解教育を推進しなければならない。人にはちがいがあ個性があることがわかり、全ての人が支えあって生きていることを理解・実感できる活動に取り組むことが大切である。

- ・特別支援学級に在籍する子どもたちと同学年の子どもたちとの交流
- ・「わくわくふれあいタイム」の実施
- ・しょうがいを理解し、共に生きようとする教育活動の推進

か) 保護者、地域とともに取り組む活動の推進

いじめを無くすためには、学校・家庭・地域が一体となり、子どもたちを支える大人が人権感覚を磨き、いじめを見抜く力を養わなければならない。また、いじめに関する子どもたちの姿を共有することで、大人が関心を持ち、いじめが発生しないネットワークを作らなければならない。

- ・学校便り、学年通信での子どもの姿の情報発信
- ・民生委員との懇談会、学校協議会、PTA運営委員会等がいじめにかかわる研修会の開催

き) 職員研修の推進

「大人であるから人権感覚が優れている」「教職員であるから人権感覚が優れている」という独善的な考え

になることなく、わたしたちはまだまだ「人として未熟である」との前提に立ち、人権感覚を磨く研修を推進する。「教職員が変われば子どもも変わる」と言われるように、まず、わたしたちから人としての成長を求め、よりよい生き方を子どもたちに提示しなければならない。

- ・カウンセリングの技法の習得
- ・具体的なケースワークの実施

(2) いじめ早期発見の取り組み

あ) 学校生活アンケートと個別面談の実施(子どものみ)

日常の会話や観察、日記等で、子どものわずかな変化を見逃さず、全ての子どもがいじめを受けることなく、安心して生活しているかを把握したり、学校にいじめをなくす風土が根付いているか検証したりするために学校生活アンケートを実施する。アンケート調査をもとに子どもとの個別懇談を3回実施する。

- ・第1回 6月「学級が一定のまとまりを見せる時期」
- ・第2回 11月「行事等による児童、教職員が多忙な時期」
- ・第3回 2月「進学・進級に向けて不安が高まる時期」

い) 教育相談の充実

いじめの被害を受けている子どもの思いを把握するためには、あらゆる角度から子どもたちの生活を見つめることが欠かせない。そのために、日頃から保護者と緊密な連携をしていくことはもちろんであるが、学校と保護者がいつでも相談できるシステムを作っておかねばならない。尚、保護者の希望により、相談対応する職員は担任とは限らない。

- ・教育相談日の設定「わかば相談」(毎月1回、随時)
- ・スクールカウンセラーとの面談(随時)

う) 学校評価アンケートの実施(子どもと保護者)

1年を通して、学校評価検討会を開催し、学校における人権教育の現状や課題を明らかにし、改善策を講じる。1月保護者アンケート・児童アンケートの中に「いじめを許さない学校・学級づくり」の項目を入れ、アンケート結果の分析・改善策を立てる。

- ・第1回学校評価検討会 6月「今年度の学校評価の方針について」
- ・第2回学校評価検討会 11月「学校評価アンケート項目の検討」
- ・学校評価実施(職員・児童・保護者)1月
- ・学校評価全体検討会 2月
- ・次年度に向けての改善策検討会(各部会の活動方針を具体的な取組)2~3月

え) 見つけ育む委員会の定期開催

- ・要支援児童の現状把握、共通理解を図る。

(3) いじめの認知および対処

いじめが確認された場合、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し事情を聞き取り、さらにいじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。

- ・些細な事案であるとしても、発見したら報告する。
- ・学校としての組織的対応をする。
- ・家庭や教育委員会への連絡・相談をする。
- ・事案に応じて、関係機関との連携を図る。

(4) 重大事案への対処

あ) 重大事態の意味について

重大事態とはいじめにより次のような事態に陥ったことである。

①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などである。

②「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要である。

上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会が調査等にあたる。

い) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・いつから(いつ頃から)か・誰から行われたか・どのような態様だったのか・いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係の問題点は何か・学校教職員がどのように対応したか |
|---|

こうした客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、調査においては、累積性、複合性について遡及調査ならびに周辺調査を行うものとする。この調査は、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとし、争訟等への対応を目的とはしない。

調査を実りあるものにするために、市や学校に不都合なことがあっても、事実に向かって向き合い、主体的に再発防止に取り組むものとする。

(5) 家庭及び地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築しなければならない。

《家庭》

各家庭では、保護者と学校が一体となった取り組みをするために、学校便りや学年通信、学級通信等の学校の情報発信に気をつけ、情報を見逃さないように気を配るようにする。学校は保護者と協力しながらいじめを未然に防止し、初期の段階で阻止できる取り組みを実施する。また、家庭での子どもの様子を伺いながら、現代に生きる子ども達が抱える問題に共通認識で対応できるよう取り組みを図る。

- ① 学校と保護者とが情報を共有する。
- ② 家庭でのいじめの気づきのための取り組みを進める。
- ③ PTAの活動で「いじめ未然防止」等の研修会の充実を図る。

《地域》

学校長の諮問機関である学校協議会において、学校が抱える問題を議題として話し合いを進める。特に、いじめについては様々な立場の委員から建設的な意見をいただきながら取組を進め、ときには

協力を仰ぐ。また、主任児童委員をはじめとして、民生委員、地域教育相談員、コミュニティーセンター員、地域ボランティア等の協力を仰ぎながら、地域での子育ての在り方や、親子での取組等を通して、地域としての子どもへの関わりを深められるようにする。

- ①学校協議会への働きかけを進める。
- ②地域へのいじめ防止等への周知を進める。

(6) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、市教育委員会との連携はもとより関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきものについては、速やかに警察に相談することとし、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、警察に通報することとする。なお、そうした際には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮も踏まえた上で、早期に、警察に相談・通報の上、連携した対応をとる。

- ・市教育委員会や関係機関による取組との連携
- ・児童生徒への学校以外の相談窓口の周知
- ・必要に応じて、医療機関などの専門機関と連携

(7) 解消に向けた取組

被害者の立場に立って、児童の様子を見守ったり言葉かけをしたりして、安心感を高められるようにする。その上で、再発していないか等を確認できるようにする。最終的には事案発生から3か月後に再発していないか確認する。また、被害児童の保護者には、日頃の情報交換時や、個別懇談会の機会等を活用して、事案解決から3か月经過した後の確認をして、いじめの解消に尽力する。

7.子どもたち主体の「いじめストップアクションプラン」・PTAや地域の取組

月	取組や活動	
	児童会	PTAや地域
4月	・分団児童会 ・友だちのよび方を考えよう(各学級)	・民生委員代表、主任児童委員との懇談 ・子ども110番通報訓練への地域の方の参加
5月	・いじめ防止学習(各学級) ・いじめゼロ宣言(こころ部)	・民生委員代表、主任児童委員との懇談
6月	・なかよしタイム(縦割り班活動)	・民生委員代表、主任児童委員との懇談 ・地区別懇談会
7月		・民生委員代表、主任児童委員との懇談 ・第1回学校協議会 ・ネット安全教室 (中高学年児童と保護者)
8月		・全民生委員、主任児童委員との懇談
9月	・運動会の応援合戦や係活動で協力し合おう。	
10月	・運動会の応援合戦や係活動で協力し合おう。 ・分団児童会	・民生委員代表、主任児童委員との懇談
11月	・なかよしタイム(縦割り班活動)	・葉山中学校区人権教育ネット協議会合同研修会 ・第2回学校協議会 ・葉山東学区人権教育研修会 ・葉山東学区ふれあいまつり
12月	・「光あつまれ!ぽかぽか集会」	・民生委員代表、主任児童委員との懇談
1月	・「笑顔あつまれ!チャレンジフェスティバル」	・民生委員代表、主任児童委員との懇談
2月	・なかよしタイム(縦割り班活動)	・第3回学校協議会
3月	・「今までありがとう集会」 ・バトンをつなぐ週間	
年間を通して	○自分・友だちの優しさや頑張り見つけ(帰りの会等) ○放送委員会の取組 …「やさしさを広げよう」(人権の詩や作文の紹介) ○なかよし委員会の取組 …なかよしタイム(縦割り班活動)の計画・運営	○図書ボランティアによる学校図書館の整備 ○読み聞かせボランティアによる児童への読み聞かせ ○スクールガードによる児童の見守り